

令和3年度金沢市修学旅行等誘致推進補助金(概要)

本市では、金沢市の伝統工芸や伝統文化に対し理解を深める修学旅行の促進や、新型コロナウイルス感染症対策に十分な費用をかけられるようにするため、修学旅行等に要する体験費用や宿泊費、バス及びタクシーの借上げ費用を支援することにより、金沢での修学旅行の誘客を促進します。

1. 募集期間

令和3年(2021年)4月1日(木)から
令和3年(2021年)6月30日(水)まで(必着)

※予算の範囲内で、先着順で受付いたします。

2. 対象期間

令和3年(2021年)4月1日(木)から
令和4年(2022年)3月31日(木)まで

※ただし、修学旅行実施の前日までにご提出ください。

3. 受給要件

金沢市内の宿泊施設で宿泊を伴う修学旅行等の学校行事であること

※対象期間内に金沢市内に宿泊した場合に限る。

4. 支援内容

○ 伝統文化体験費用助成

【交付対象団体】 石川県外にある、学校教育法に定める学校及び専修学校

【対象経費】 金沢市内で行う伝統文化等の体験費用(先生の体験費用は対象外)

(例) 金箔貼り体験、和菓子作り体験等

【補助金額】 生徒1人あたり500円(500円に満たない場合はその体験料金額)

※支援制度「伝統芸能体験会」を実施する場合は、伝統文化体験の補助金は利用できません。

○ 宿泊費助成

【交付対象団体】 金沢市外にある、学校教育法に定める学校及び専修学校

【対象経費】 金沢市内の宿泊施設でかかった宿泊費

【補助金額】 対象経費の1/3(1人1泊当たり上限3,000円)

○ 交通費助成

【交付対象団体】 金沢市外にある、学校教育法に定める学校及び専修学校

【対象経費】 ①貸切バスの借上げ費、運転手の宿泊費、バスガイド派遣費、駐車場代、高速道路料金、有料道路料金など

ただし、「公益社団法人 石川県バス協会」の会員事業者（登録してある住所に所在する事業所）を利用した際の経費に限る。対象事業者は以下のWEBサイトからご確認いただけます。

「公益社団法人 石川県バス協会」 <http://www.ishikawabus.jp/about/index.html>

②タクシーの借上げ費、駐車場代、高速道路料金、有料道路料金など

ただし、「一般社団法人 石川県タクシー協会」、「石川県個人タクシー協会」、「金沢個人タクシー協同組合」の会員事業者（登録してある住所に所在する事業所）を利用した際の経費に限る。対象事業者は以下のWEBサイトからご確認いただけます。

「一般社団法人 石川県タクシー協会」 <http://www.taxi-ishikawa.jp/member/index.html>

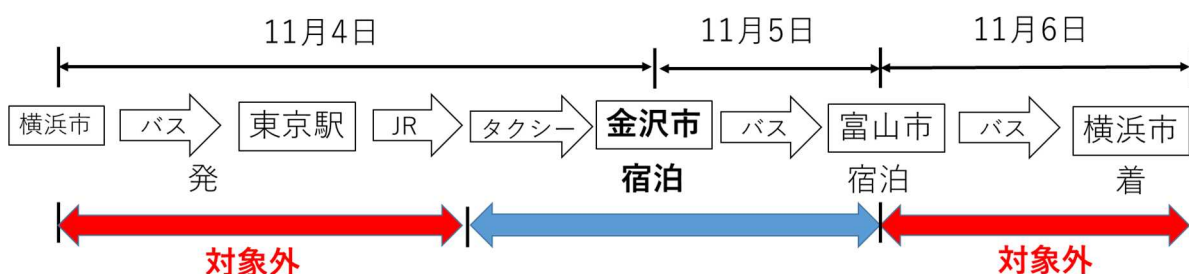
「石川県個人タクシー協会」 <http://www.kojin-taxi.or.jp/area/hokuriku/03isikw/index.html>

「金沢個人タクシー協同組合」 <http://www.kojin-taxi.or.jp/area/hokuriku/03isikw/index.html>

【補助金額】 対象経費の1/3（1人1日当たり上限2,000円）

※金沢市内の宿泊施設にチェックインした日～チェックアウトした日にかかった経費が対象

（例）1日目と2日目にかかる貸切バス利用経費及びタクシー利用料が対象



上記3種の支援制度は、全て併用可能です。

5. 届出について

補助金交付に必要な書類を金沢市観光政策課誘客推進室宛、提出してください。

必要な書類の様式は下記URLよりダウンロードをお願いいたします。

<https://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/everyone/document/index.html>

届出先・問合せ先：金沢市観光政策課誘客推進室

TEL: 076-220-2759 FAX: 076-260-7191 E-mail: promotion@city.kanazawa.lg.jp

6. 届出の流れ

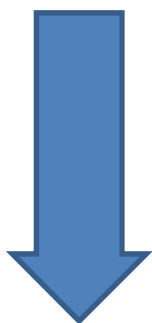
<p>令和3年(2021年) 4月1日(木)～ 6月30日(水)必着 ※修学旅行実施の前日まで に提出すること ※予算の範囲内で先着順</p>	<p>①提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・金沢市修学旅行支援制度 事前申込書(様式あり) ※令和3年度支援制度チラシの裏面にあります。・行程表(まだ出来ていなければ、大まかな行程を事前申込書に記載)・担当者連絡票
---	---



修学旅行実施

補助金交付の受付が完了した団体には「受付完了通知書」を送付します。

<p>修学旅行等終了後 2週間以内に</p>	<p>②提出書類</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">「補助金交付申請書」(様式あり)「宿泊施設の領収書の写し」「行程表」(内容に変更があれば)「請求書」(様式あり) <p>【貸切バス、タクシーを利用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none">「車両借上げを証する領収書の写し」※1日毎の費用の内訳書が必要です。 <p>【伝統文化等の体験をした場合】</p> <ul style="list-style-type: none">「体験に係る領収書の写し」 <p>※各領収書には、利用人数が分かるよう明記させてください。</p>
----------------------------	---



「申請書」等一式を確認後、交付が決定した団体に「補助金交付決定通知書」を送付し、指定口座に振込みます。

【振込スケジュール】

申請書提出日の月の翌々月(目安)

(例)

10月5日に申請書提出 → 12月中に振込

終了

※事前申込書の内容と、申請時の内容が著しく異なる場合、補助金の交付ができない場合があります。

※提出書類の不足や不備等で内容確認に時間がかかった場合、補助金の振込が予定より遅くなります。

書類の提出はお早めをお願いいたします。

※3月に修学旅行を実施される場合、修学旅行実施後2週間以内であっても、3月31日までに書類をご提出いただかないと受付できませんのでご注意ください。

また、補助金の振込は4月以降となりますのでご承知おきください。